四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）			
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁			A
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠			A
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）			A
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型			A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			A
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠			A
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居			A
四四一八・四〇	コンクリート型枠			A
四四一八・五〇	こけら板			A
四四一八・六〇	くい及びはり			A
	組み合わせた床用パネル			
四四一八・七一	モザイク状の床用のもの			A
四四一八・七二	その他のもの（多層のものに限る。）			A
四四一八・七九	その他のもの			A
四四一八・九〇	その他のもの			A
	セルラーウッドパネル			
	その他のもの			A
	木製の建具及び床柱			
	その他のもの			A
	欄間並びにその他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル			A
	その他のもの	三・九%	B10	A
	構造用集成材			A
	その他のもの			A
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品			A
	割りばし			X
	竹製のもの	四・七%	B10	A
	その他のもの			A
	その他のもの			A
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具			A
	その他の木製品			A
四四・二一	衣類用ハンガー	一〇%	B15	A
四四二一・一〇	その他のもの			A
四四二一・九〇	竹製のくし			A
	その他のもの			A
第四五類	コルク及びその製品			A
第四六類				
四六・〇一	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）			

四六〇一・二一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）			
四六〇一・二二	竹製のもの			A
四六〇一・二九	とう製のもの			A
	その他のもの			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%	B10	A
	その他のもの			A
四六〇一・九二	竹製のもの			A
四六〇一・九三	とう製のもの			A
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの			A
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）			
	その他のもの			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%	B5	A
	その他のもの			A
四六〇一・九九	その他のもの			A
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品			A
	植物性材料製のもの			
四六〇二・一一	竹製のもの			A
四六〇二・一二	とう製のもの			A
四六〇二・一九	その他のもの			A
	瓶用のわらづと			
	その他のもの			A
	畳床			
	その他のもの			A
	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）	七・九%	B5	A
四六〇二・九〇	その他のもの			A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			A
第五〇類	絹及び絹織物			
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）			X
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）			A
	野蚕のもの			
	その他のもの			
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			X
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡細糸（ほそいと）及び小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡細糸（ほそいと）（小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡細糸（ほそいと）（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす			A
五〇・〇七	絹織物			A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			A
第五二類	綿及び綿織物			A